

ERSS へのデータ送信停止時の運用について

1. はじめに

2019年10月24日、運転中の九州電力(株)川内原子力発電所において、ERSSへ伝送しているパラメータの一部について正しい信号が伝送されていない事象が発生した。本事象は、計器の点検のため当該パラメータの指示値がダウンスケールしたものであった。

九州電力では、2019年に制定された「緊急時対策支援システム（ERSS）における運用マニュアル（内規）」（以下、「内規」という）に基づき、重要なパラメータの点検時には事前に点検計画を規制庁へ報告することとしていたが、今回点検した計器は重要なパラメータではなかったため、内規制定以前の運用と同様に事前の点検計画は提出していなかった。

本事象を受け、各事業者の運用を確認したところ、一部の事業者を除き、内規制定以前と同様の運用（重要なパラメータの点検予定のみ事前に連絡）を行っていることを確認した。なお、一部の事業者では、運転中に点検する重要なパラメータ以外のパラメータも全て点検時にメールにて規制庁へお知らせしていることを確認した。

今回、本事象を受け事業者の運用を再確認した結果、一部不明確な部分を確認されたこと及び次期 ERSS の運用開始も見据えて、本運用の明確化を図りたい。

2. 事業者の現状の運用と不明確な点

（1）現状の運用

事業者は、以下の運用を行うこととしている。

＜計画的にERSS常時伝送システムへのデータ伝送を一部停止する場合＞

原子力事業者は、翌月に①プラントパラメータ情報の一部が常時伝送できなくなることが予定されている場合は、保守点検を行う前月の末日を含め原則3営業日前までの平日勤務時間帯に、予め定めた様式により施設の稼働状況・伝送データ停止期間及び伝送データ停止の内容、理由、並びに②伝送データ停止期間の予定についての事前連絡を実施する。

なお、第1データセンター又は第2データセンターの一方が停止となる場合にも、連絡を行うものとする。

ただし、予め設定した重要なパラメータについては、一部停止において当該パラメータ（敷地境界モニタリングポスト、主排気筒、非常用排気筒、放水口モニタ、使用済燃料貯蔵槽エリアモニタに係る信号の月例点検や機能検査時の一部停止を除く）の伝送を第1データセンター及び第2データセンター共に停止する場合は、「計画的にERSS常時伝送システムへのデータ伝送を全部停止する場合」に準じた対応（代替措置の実施等）を行うものとする。

また、保守、点検作業の計画を変更する必要が生じた場合は、原則変更する計画の実施前までに同様の事前連絡を行う。

(2) 不明確な点

(1) の運用の下線部①の記載では、ERSS へ伝送しているパラメータ全てが対象と読める一方で、下線部②では重要なパラメータの伝送データ停止期間を事前連絡となっていた。

3. 運用の明確化

事業者としては、内規制定以前の運用と変わらない対応で、これまで問題となっていなかったため、これまで同様に重要なパラメータの点検時は事前連絡（事前連絡した日時に ERSS 側で点検中フラグが設定されると認識している）とし、その他パラメータの事前連絡は不要としたいと考えている。

一方で、2020 年度から次期 ERSS の運用が開始され、次期 ERSS では信号の桁数不一致や指示値のダウンスケール／オースケールで警報が発報される機能等が追加されると伺っている。

そのため、次期 ERSS の機能拡充も含めた、合理的かつ効果的な運用について明確化を図りたい。

以 上